

農業者のみなさまへ

安心・確実
ですよ!!

節税をしながら

退職金を

積立ませんか!!

※サラリーマン等を兼業している方は加入できません。

小規模企業共済は、農家の方や農事組合法人の役員が
加入できる退職金制度です

特長

- 1 掛金は**全額所得控除**
- 2 掛金月額は**1,000円～70,000円の範囲内** (500円きざみ) で自由に設定できます
- 3 ご加入に**年齢制限はありません**
- 4 専従者の方も**共同経営者として2名までご加入できます**

※加入時に一定の審査があります

計	⑨	
会保険料控除	⑩	
小規模企業共済等掛金控除	⑪	360,000
生命保険料控除	⑫	

本制度のお問い合わせ・お申込みは…

JA庄内みどり 本所・各支店

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しております。

■掛金の全額所得控除による節税額

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

■共済金の受取り

「一括」受取の例

☆ 掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	● 掛金納付月数に応じて、掛金合計の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。 <u>掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</u>
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときは、変更されることもあります。

※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額及び契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、及び法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

◆共済事由別区分

共済事由	個人事業主	会社等役員	共同経営者
A 共済事由	事業廃業、死亡 経営移譲	会社等の解散	事業主の廃業による 共同経営者の退任、死亡
B 共済事由	老齢給付	老齢給付、疾病等または65歳以上での退任	老齢給付
準共済事由	法人成り	任期満了(65歳未満)による退任	事業主の法人成りによる
解 約 事 由	任意解約等	任意解約等	共同経営者の独立による退任、 任意解約等